

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、さまざまな困難に直面したかたがたが、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して10万円の現金を支給します。

支給対象となる世帯

① 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で皆野町に住民登録があり、世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。必要事項を記入し確認書発送日から3か月以内に町にご返送ください。

※令和3年1月2日以降に町に転入したかたがいる世帯で、課税状況を町で確認できない場合は、世帯全員が非課税であっても「確認書」は送付されません。この場合、給付金の支給を受けるためには**申請が必要**です。

② 家計急変世帯

上記①のほか、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて**、令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員それぞれの1年間の収入見込額が住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

申請時点で住民登録のある市区町村に**申請**してください。なお、申請には給与費明細書などが必要で、提出期限は9月30日(金)です。

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

給与収入の目安(例)単身の場合93万円以下、2人世帯の場合137万8千円以下、
3人世帯の場合168万円以下、4人世帯の場合209万8千円以下

※①、②いずれも、一人暮らしの学生など、住民税均等割が課税されているかたに扶養を受けている者だけで構成される世帯は対象外です。

給付額

1世帯あたり10万円(住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず受給は1世帯につき1回限り)

申請書は福祉課(④番窓口)のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233